

特別支援学校在籍児童生徒の「副次的な学籍」の現状と課題

— 交流及び共同学習の視点から —

Current Status and Issues of “Deputy Register System” of Special Needs School Students:
From the Perspective of Exchange Activities and Collaborative Learning

寺島和彦* 吉井勘人**
TERASHIMA Kazuhiko YOSHII Sadahito

要約：特別支援学校在籍児童生徒の「副次的な学籍」とは、対象となる児童生徒の主とする学籍を特別支援学校に置き、副次的な学籍を居住地域の小学校、中学校等に置く仕組みのことである。本研究は、まず「交流及び共同学習」の視点から「副次的な学籍」に関する国内の研究について関係資料を収集し、これまでの研究成果とその特徴をまとめた。そして、都道府県及び政令指定都市の教育委員会が、ホームページ上で公開する情報をもとに「副次的な学籍」の取り組みに関する国内の状況をまとめた。本研究は、それらの情報をもとに「副次的な学籍」の現状と課題を検討した。その結果、先行研究との比較で「副次的な学籍」を置く自治体が増加したことを確認し、今後「副次的な学籍」の設置を研究又は検討中の自治体が、全国に点在していることも確認した。この先の調査では、自治体への聞き取りやアンケート等により「副次的な学籍」の実態を検証していくことが望まれる。

キーワード：特別支援学校 副次的な学籍 交流及び共同学習

I はじめに

1. 「交流及び共同学習」について

現在、日本では、共生社会の形成に向けた取り組みの一つとして、小学校や中学校、そして特別支援学校を中心に「交流及び共同学習」が進められている。この「交流及び共同学習」は、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする取り組みとして学習指導要領に規定されており、学校教育への期待は大きい。では、「交流及び共同学習」の概念は、学習指導要領にいつから登場し、そして現在に至るまでにどのような経過を経てきたのか。

まず、「交流及び共同学習」の概念は、2004年（平成16年）6月の「障害者基本法の改正」（内閣府，2004）により、改正された規定に「交流及び共同学習」が使われたことに始まる。その規定によれば、国と地方公共団体（都道府県や市区町村等）の責任において、「障害のある児童及び生徒」と「障害のない児童及び生徒」を対象として「交流及び共同学習」を積極的に進め「相互理解」を促進することを定めている。

その後2007年（平成19年）4月1日に文部科学省から出された「特別支援教育の推進について（通知）」の中で、「交流及び共同学習」の対象は、「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒」（文部科学省，2007）となった。そして、「交流及び共同学習」の役割は、「障害のある幼児児

* 北杜市立小淵沢小学校 ** 障害児教育講座

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む」(文部科学省, 2007) ものであることが示されたほか、「障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会」(文部科学省, 2007) であることも示された。なお、各学校には、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の双方について、「教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施すること」(文部科学省, 2007) が示された。これにより、国の示す「交流及び共同学習」の役割、また、各学校に対して、確実な実施を求める国の姿勢が明確になった。

そして、翌年2008年(平成20年)3月告示の小学校学習指導要領の総則にも、「交流及び共同学習」が規定(中学校学習指導要領も同様に規定)された。また、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領2009年(平成21年)3月告示の総則にも同様に、「交流及び共同学習」が規定されたほか、それを「計画的、組織的」に行うことも規定された。

さらに、2017年(平成29年)3月告示の小学校学習指導要領の総則には、「交流及び共同学習」の機会を設けるだけでなく、「共に尊重しあいながら協働して生活していく態度を育む」ことが規定された。また、2017年(平成29年)4月告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の総則にも、これらのことが規定されている。したがって、学習指導要領からは、児童生徒に「共に尊重しあいながら協働して生活していく態度を育む」ための手段として「交流及び共同学習」に取り組むことを、教育現場に求めていることが読み取れる。

そこで、本研究では、上記までの流れを踏まえ「交流及び共同学習」については、国や地方公共団体を主体とした、障害のある子供とない子供が、共に活動することを通して相互理解を進めていくための取り組みと捉えていく。

2. 「居住地校交流」と「副次的な学籍」について

「交流及び共同学習」の取り組みの一つとして「居住地校交流」が、多くの都道府県で取り込まれてきた。居住地校交流について、その実証的研究を行った田村(1997)によれば、「一人ひとりの児童・生徒が、自分の自宅を校区に含む公立小・中学校と行う交流教育活動」と定義している。また、山梨県の居住地校交流について調査した古屋・重森(2004)は、居住地校交流について、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた「さまざまな[場]へのアクセスの保証という考え方の制度化」の試行であると述べている。そして、居住地校交流とは、「盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒が彼らが居住する学区の小・中学校等の授業に参加すること」と定義している。これらのことから、本研究の居住地校交流とは、特別支援学校に在籍する児童生徒を対象とし、その児童生徒が家族と生活を営む地域(居住地)の学区の小・中学校を活動の場として、その小・中学校に通う児童・生徒と共に学習活動を行う取り組みの総称と捉えていく。

なお、居住地校交流の現状については、現場の教員の人員配置や児童生徒の家庭の状況(保護者の付き添い)に左右される実態などが、田村(1997)や古屋・重森(2004)また国立特別支援教育総合研究所(2018)の先行研究で報告されている。現在では、その居住地校交流を発展させた新たな取り組みの一つとして、「副次的な学籍」の取り組みが、全国に広がりつつある。

この「副次的な学籍」の用語については、「交流及び共同学習」の取り組みのなかで使用されるものと、病弱児教育の「学習保障の必要性」から使用されるものがある。前者は、対象となる児童生徒の主とする学籍を特別支援学校に置き、副次的な学籍を居住地の小学校、中学校、高等学校に置くものである。これにより、特別支援学校に通う児童生徒と、その児童生徒が居住する地域の小学校、中学校、高等学校に通う児童生徒との「交流及び共同学習」を進めようとするものである。

そして、後者は、対象となる児童生徒の主とする学籍を居住地の(通学している)小学校、中

学校、高等学校に置いておき、入院先の病院の院内学級や病弱児特別支援学校にも副次的に学籍を置こうとする考え方である（濱崎・滝川・谷口，2014）。この副次的な学籍が実現することで、学籍異動に伴う学習空白期間の発生や、学籍異動の煩雑な手続きなど、児童生徒とその家族に生じる負担などの諸課題が解決していくことになる。このことは、「二重学籍」（稲川・伊東，2017）とも呼ばれている。二重学籍とは、「指導要録をやり取りすることなく原籍の小中学校と院内学級を設置する特別支援学校の両方に同時に学籍を存在させること」（稲川・伊東，2017）を意味するものである。以上のことから、現在、「副次的な学籍」は、二つの意味で使われていることが考えられる。

この「副次的な学籍」に関する国（文部科学省）の見解について、まず、病弱児教育で使用される「副次的な学籍」は、二重学籍となることで「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）による教員定数の割り出しと、それに伴って生じる義務教育費国庫負担の二重請求が生じてしまうことへの懸念」（稲川・伊東，2017）が想定されることにより、国は容認していない。よって、現段階では、病弱児教育の「学習保障の必要性」から使用される「副次的な学籍」は、実現していないと考えられる。

次に、「交流及び共同学習」で使用される「副次的な学籍」は、平成30年2月2日の心のバリアフリー学習推進会議（事務局：文部科学省特別支援教育課）の報告書によると、「一部の地域においては、居住地域の小・中学校等に副次的な籍を置き、居住地域との結びつきを強める仕組みを設けており、このような取り組みは、居住地校交流を推進する上で重要な意義がある」（文部科学省，2018）とある。このことから、各自治体が「交流及び共同学習」を進めるにあたり、「副次的な学籍」の仕組みを創設することは、国も認めていると理解される。

なお、稲川・伊東（2017）は、「交流及び共同学習」で使用される「副次的な学籍」について、「[籍]が実態を伴ったものになるかは未知数であるが、[両方に籍がある]ということ自体が可能になれば、そこからおのずと道は開けてくる」と述べている。このことから、「交流及び共同学習」で実施される「副次的な学籍」の今後の展開は、「二重学籍」の実現への布石としても注目されていると考えられる。

筆者は、障害のある子供たちが、住み慣れた（居住する）地域から離れて特別支援学校に在籍する（通う）場合に、「副次的な学籍」として子供たちが居住する地域の学校にも学籍を有する仕組みを創設することは、共生社会の形成に向けた「交流及び共同学習」を進めていく上で、意義のある試みと考える。言い換えれば、「副次的な学籍」を持つことによって、障害のある子供たちが、居住する地域の子供の一人として、また地域の子ども会の一員として、地域の学校に通う子供たちと分け隔てなく学びあうことが、共生社会を形成する一つの姿であると考えられる。このことを踏まえ、本研究は、「交流及び共同学習」の視点から、「副次的な学籍」の研究に取り組むものである。

II 問題と目的

1. 「副次的な学籍」に関する先行研究

まず、「副次的な学籍」の先行研究として、全国特別支援学校長会（2017）による、全国の特別支援学校を対象に行ったアンケート調査がある。

調査では、県や市に「副学籍」（副次的な学籍）があるかを問う項目があり、その結果（2016年度）、特別支援学校1201校中229校（全体の約19パーセント）に副学籍があることが判明した。また、柳本（2015）の都道府県教育委員会のホームページの情報をもとに、特別支援教育に関する基本計画・整備計画に関する資料を収集した研究では、都道府県で「副次的な学籍」として交流籍、支援籍、副次的籍等の名称で導入している都道府県が5か所（岩手、埼玉、東京、長野、奈良）また、導

入予定の都道府県が1か所（佐賀）あることが報告された。そして、これらの先行研究のほか、国立特別支援教育総合研究所（2018）の調査によれば、全国で「副次的な学籍」を導入している都道府県市区町村教育委員会が19団体あると報告されている。しかし、19の教育委員会（自治体）名は、その報告書に公開されていない。

そこで、予備調査として、都道府県また政令指定都市等の教育委員会のホームページ上で公開されている情報を概観した。その結果、「副次的な学籍」についてリーフレット等を作成しホームページ上で閲覧できるようにしている教育委員会が、いくつか見受けられた。その内容からは、各教育委員会（自治体）によって、様々な方法で「副次的な学籍」を導入していることがわかった。

例えば、東京都や埼玉県では、都や県が主体となって「副次的な学籍」を導入しているが、長野県では上伊那圏域と呼ばれる特別支援学校の学区を中心とした市町村が主体となって導入している事例が確認された。さらに、「副次的な学籍」の名称については、副籍（東京都）、支援籍（埼玉県）、副学籍（長野県）など、各自治体により様々な名称を使用していることが確認された。なお、概観した中では、「副次的な学籍」の仕組みを作らずに、従来から行われてきた「居住地校交流」の取り組みを、県が主体となって取り組んでいる事例も確認された。

しかし、「副次的な学籍」の導入経緯、さらには利用実績等に踏み込んだ内容については、まだこの段階で確認することができなかった。このほか、先行研究を調査した中では、部分的に「副次的な学籍」に触れる研究は多く見受けられたが、「副次的な学籍」の全国的な動向に焦点が絞られた研究は、見受けられなかった。そこで、本研究では、「副次的な学籍」に焦点を絞り、全国的な動向を調べ、その結果をもとに考察する。

2. インターネットを使用した調査に関する先行研究

インターネットを使用した調査の先行研究については、まず柳本（2015）が行った調査が挙げられる。柳本（2015）は、都道府県の「各教育委員会の特別支援教育に関する推進・整備計画の内容を分析」する目的で、都道府県教育委員会のホームページを閲覧し、「特別支援教育に関する基本計画・整備計画に関する資料」を収集した。さらには、その情報を、都道府県ごと、項目別（計画の名称、策定期日、計画期間など）に一覧表に整理した。しかし、資料収集に使用したサイトや検索方法など、具体的な調査方法は、本論の中で触れられていない。このなかで、本研究は、柳本（2015）がインターネットを使用して都道府県のホームページから情報を入手する研究手法、また、それらの情報を整理して全国的な状況を俯瞰する研究手法に注目した。したがって、本研究は、柳本（2015）の研究手法を参考に、「副次的な学籍」の全国的な状況を調査する。

次に、本研究は、庾・椎名（2003）が行った、日本の小学校ホームページの開設数と、その発信内容の分類を行った研究に注目した。庾・椎名（2003）は、インターネットを使用した調査で、調査期間や調査方法（使用したサイト名、手順）を明確に示した。これは、研究の再現性や信頼性を確保する試みと考えられる。本研究は、インターネットから情報を収集しようとしていることから、庾・椎名（2003）の調査手法は、参考とすべき点と考える。

したがって、本研究では、これらの先行研究から得た知見を援用し、文献（紙媒体）から得た視点とインターネット（電子媒体）から得た視点をもとに、「副次的な学籍」を多角的に考察する。

3. 研究の目的

本研究では、まず「交流及び共同学習」の視点から、特別支援学校在籍児童生徒の「副次的な学籍」に関する国内の研究について、関係資料を収集し、これまでの研究成果とその特徴をまとめる【調査1】。

次に、都道府県及び政令指定都市の教育委員会（以下「自治体」と記す。）が、インターネット（自治体のホームページ）上で公開するデータ（情報）をもとに、「交流及び共同学習」を目的とした、特別支援学校在籍児童生徒の「副次的な学籍」の取り組みに関する国内の状況をまとめる【調査2】。

そして、【調査1】と【調査2】を通して、「交流及び共同学習」を目的として行われる、特別支援学校在籍児童生徒の「副次的な学籍」の現状と課題を検討することを目的とする。

Ⅲ 方法

1. 文献研究の手法を援用する調査【調査1】

(1) 検索方法

①使用するキーワード：「副次的な学籍」、「副次的な籍」、「副学籍」、「支援籍」、「交流籍」、「副籍」の以上六つの類型を設定する。またそれぞれに「特別支援教育」を追加し、双方をかけ合わせて一つのキーワード（検索の具体例：「副次的な学籍 特別支援教育」とする。

②使用するデータベース：CiNii

③条件設定：検索条件を「全文検索」に設定する。

(2) 調査対象及び期間

①調査対象：検索によって抽出した文献は、全て調査対象とする。また、他のキーワードで抽出した文献が、別のキーワードでも抽出した（例：「副次的な学籍」の文献検索と「副籍」の文献検索とで同じ文献を抽出した）場合には、それらをまとめて一件として扱う。

②調査期間：2018年10月15日から11月30日まで

(3) 分析方法

抽出した文献は、キーワードに関連する記述を要約して表にまとめる。次に、その文献を年代別に分類し件数を集計する。その集計をもとに、今回の調査で抽出した文献全体の特徴を分析する。

2. インターネットを使用した調査【調査2】

(1) 調査方法

調査2では、次のホームページを経由して、自治体のホームページを閲覧する。経由するのは、文部科学省（<http://www.mext.go.jp/>）のホームページとする。今回は、その中にある「都道府県教育委員会・政令指定都市教育委員会」（文部科学省，2009）を軸として、そのページからリンクが貼られている自治体のホームページに移動する。なお、リンクが切れている場合には、検索サイトのGoogle（<https://www.google.com/>）を使用し、自治体のホームページを閲覧する。

(2) 調査対象及び期間

①調査対象：自治体が、「副次的な学籍」に関して、インターネット上で公開する情報（自治体のホームページで確認できる記述・刊行物・議事録・パンフレット）を対象とする。なお、自治体のホームページの範囲には、各都道府県・政令指定都市教育委員会のホームページのほか、各都道府県・政令指定都市のホームページと、各都道府県・政令指定都市の教育センターのホームページも含む。

②調査期間：2018年10月15日から12月16日まで

(3) 分析方法

収集したデータは、自治体の取り組み内容をもとに、①「副次的な学籍」を置く取り組み、②「副次的な学籍」の設置を研究又は検討中、③「副次的な学籍」を置かない居住地校交流の取り組み

み、④「副次的な学籍」に類似する取り組み、⑤その他の取り組みの五つの観点で分類する。

まず、①「副次的な学籍」を置く取り組みについて、文部科学省（2010）の「中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理」では、「特別支援学校に在籍する子どもについて、一部の自治体で実施している居住地校に副次的な学籍を置く取組については、居住地域との結び付きを強めるために意義がある。今後、地域の学校に学籍を置くことについても検討していく必要がある」と示している。また、文部科学省（2012）の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、「特別支援学校に在籍しつつ副次的な籍を居住地の学校に置く、又は、居住地の小学校等に在籍しつつ副次的な籍を特別支援学校に置くなどの弾力的な取組」と示している。

上記の2点（文部科学省，2010；文部科学省，2012）からは、「副次的な学籍」を「副次的な籍」と表現を改めたことがわかる。そして「副次的な籍」の対象が特別支援学校在籍児童生徒であること、あるいは、対象が居住地の小学校等の在籍児童となる場合もあることが読み取れる。この中で、国（文部科学省）が「副次的な学籍」を「副次的な籍」と表現を改めたことについては、「交流及び共同学習」で認める「副次的な学籍」と、先に述べた稲川・伊東（2017）の「二重学籍」（国が認めていない仕組み）との混同を避ける意図があると推測されるが、本研究は「副次的な学籍」と表現して分析を進める。

したがって、①「副次的な学籍」を置く取り組みについては、一つ目に「交流及び共同学習」の推進を目的として進められる取り組みであること、二つ目に、特別支援学校在籍児童生徒を対象とした取り組みであること、また、三つ目に、その児童生徒の居住地の学校等（小学校・中学校・高等学校）にも学籍（または籍）を置く取り組みであることの、三つの条件に該当する自治体を抽出する。なお、調査の過程で、居住地の小学校等の在籍児童生徒を対象とした取り組みのほか、上記の三つの条件にあてはまらない「副次的な学籍」に関する取り組みが確認された際には、別に（後述の④「副次的な学籍」に類似する取り組みで）抽出する。

次に②「副次的な学籍」の設置を研究又は検討中については、①と同様の取り組みについて研究又は検討することを、自治体の策定する計画に明示している自治体、あるいは既に試行（モデルの取り組み）を始めている自治体を抽出する。

そして、③「副次的な学籍」を置かない居住地校交流の取り組みについては、一つ目に「交流及び共同学習」の推進を目的として進められる取り組みであること、二つ目として、ホームページ上に居住地校交流の内容を紹介した「パンフレット（リーフレット含む）」あるいは居住地校交流を実施するための「手引書（または手順書）」を公開していること、さらに三つ目として、自治体が居住地校交流の実施手続きに関わる仕組み（例：都道府県・政令指定都市教育委員会が調整役となって居住地校交流を進める仕組み、あるいは、実施校が都道府県・政令指定都市教育委員会へ実施報告書などの書類を提出する仕組み）があることの、三つの条件に該当する自治体を抽出する。

また、④「副次的な学籍」に類似する取り組みについては、①の条件にあてはまらないが、内容や目的が類似する取り組みを行っている自治体を抽出する。

なお、⑤その他の取り組みについては、上記の①から④までの取り組みについて、ホームページ上で確認することができない自治体を抽出する。

最後に、これら五つの視点で分類（カテゴリー）化を図ったものは、まず、各カテゴリーの内容を分析し、その特徴を探る。さらには、各カテゴリー間を比較検討し、「副次的な学籍」の課題を探る。

IV 結果

1. 【調査1】の結果について

調査1の結果、「副次的な学籍」に関する文献は、合計21件を抽出した。

その一覧が「表1「副次的な学籍」に関する文献の抽出結果」である。抽出結果については、文献の発行年が古い順から掲載した。なお、本論では紙面の都合上、抽出結果の一部を掲載する。また、表1の「検索に使用したキーワード」について、例えば「副籍」と「支援籍」の両方が記載してある場合には、「副籍 特別支援教育」で検索した際と「支援籍 特別支援教育」で検索した際の両方で抽出した文献であることを意味する。

表1 「副次的な学籍」に関する文献の抽出結果（紙面の都合上一部分のみ掲載）

連番	検索に使用したキーワード	冊子名	著者	上段が文献の題名／下段が「副次的な学籍」に関する記述の要約
1	副籍 支援籍	鳥取短期大学 研究紀要 48	國本真吾 澤田淳太郎 (2003)	<p>山陰地方における「特別支援教育」施策の展開：「特別支援教育への転換」に対する市町村の意識</p> <p>①：2003年に入り、埼玉県での「二重学籍」、東京都での「副籍」のように「盲・聾・養護学校に在籍する子どもに対し、居住地校（小・中学校）籍をつけようという動きが話題となった」ことを記述している。（p.32）</p> <p>②：山陰地方の自治体が「二重学籍」や「副籍」をどのように捉えたのか、その調査結果（「今後の『特別支援教育』施策に関する調査」の一部）を報告している。調査結果は、「分からない」40市町村（5市31町4村、63%）、「どちらとも言えない」10市町村（2市7町1村、16%）の二つが、全体の約8割を占めたことを記述している。（p.32）</p> <p>③：「二重学籍」や「副籍」の反対意見として、「実態がなく把握できず現場が混乱する」、どちらとも言えない意見として「国や県の施策が確立されないと、受け入れる各学校に様々な問題が派生する」があったことを記述している。（p.32）</p>
2	副籍	教育学研究 71(1)	沖清豪 (2004)	<p>2003年の教育改革案・調査報告等</p> <p>2003年12月25日「東京都心身障害教育改善検討委員会」が最終報告を都教育長に答申し、「盲・ろう・養護学校（今後特別支援学校と呼称）の小学部、中学部の子どもが、地元の小、中学校の普通学級にも副次的に籍を置く「副籍制度」の創設などを提言」したことを記述している。（p.115）</p>
3	副籍	愛知県立大学 文学部論集 (児童教育学 科編) 53	田中良三 (2004)	<p>「特別支援教育」の矛盾と克服</p> <p>①：2003年に「東京都心身障害教育改善検討委員会」は、「これからの東京都の特別支援教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた教育の展開をめざして～（最終報告）」（12月25日）を出したことを述記している。（p.3-4）</p> <p>②：最終報告に基づいて、都教育委員会は、2004年度から3年間を目標として、「特別支援教育体制・副籍モデル事業」（「1. 小・中学校における特別支援教育体制の整備と特別支援教室での指導（略）（d）巡回指導に必要な体制や制度の検証など」、「2. 都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒の地域指定校における副籍の実施（a）地域指定校における副籍の記録と通知（b）交流計画を含む個別指導計画の作成（c）地域指定校から家庭への情報提供など」）を、北区・八王子市・調布市・あきるの市の4区市を指定地域として、事業を始めたことを記述している。（p.4）</p>

まず、検索の結果について、國本・澤田（2003）の山陰地方の市町村に対して「特別支援教育への転換」に対する意識調査を実施する中で行われた「副次的な学籍」の研究が抽出されたほかには、「副次的な学籍」を研究対象とする文献が抽出されなかった。

したがって、抽出された文献の中で、國本・澤田（2003）以外の文献は、「副次的な学籍」の取り組みを本文の中で引用（紹介）した文献である。

次に、抽出した文献を年代別に集計した。その集計が、グラフの「図1「副次的な学籍」に関する文献の抽出件数（年別）」である。

この結果からは、「副次的な学籍」に関連する用語（副次的な学籍、副次的な籍、副学籍、支援籍、交流籍、副籍）が多く使われた（引用された）年が、2004年から2007年にかけて多いことがわかる。そして、2009年から2012年にかけても毎年、何らかの文献に引用されていることがわかる。

なお、2008年や2013年については、文献が1件もないことがわかる。さらには、2015年以降になると、「副次的な学籍」に関する研究や、「副次的な学籍」に関連する用語が使われた（引用された）文献がないことがわかる。

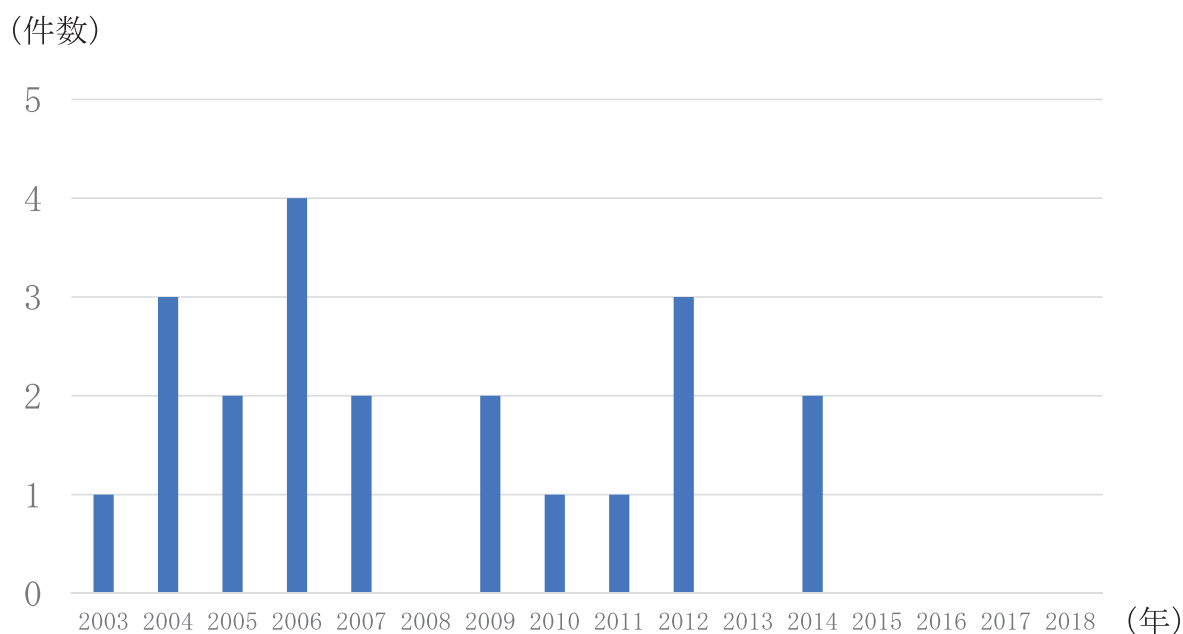


図1 「副次的な学籍」に関する文献の抽出件数（年別）

2. 【調査2】の結果について

自治体のホームページから収集した情報について、調査方法で示した五つの観点でカテゴリー化したところ次項に掲載する表の「表2」から「表5」までの結果となった。

表の抽出結果は、「都道府県教育委員会・政令指定都市教育委員会」（文部科学省，2009）の並び順を参考に、事前に調査番号を割り振り、その番号の小さい順から掲載した。そして、各表には、特記事項の欄を設けて、自治体のホームページから取得した情報について、その内容を簡潔に記した。

まず、①「副次的な学籍」を置く取り組みが確認された自治体（「表2」を参照）は、9団体（都道府県6団体、政令指定都市3団体）抽出された。表中（表2）の「名称」とは、自治体が「副次的な学籍」として使用する仕組みの名称のことである。また、「開始年度」とは、自治体が「副次的な学籍」を開始した年度のことである。

次に、②「副次的な学籍」の設置を研究又は検討中の自治体（「表3」を参照）は、8団体（都道府県7団体、政令指定都市1団体）抽出された。

そして、③「副次的な学籍」を置かない居住地校交流の取り組みの自治体（「表4」を参照）は、4団体（都道府県4団体）抽出された。

また、④「副次的な学籍」に類似する取り組みが確認された自治体（「表5」を参照）は、3団体

特別支援学校在籍児童生徒の「副次的な学籍」の現状と課題

(都道府県2団体、政令指定都市1団体)抽出された。

最後に、⑤その他の取り組みとして抽出した自治体(本論では紙面の都合上、抽出結果の掲載はしない)は、44団体(都道府県29団体、政令指定都市15団体)抽出された。

なお、高知県のみ、②「副次的な学籍」の設置を研究又は検討中の自治体と③「副次的な学籍」を置かない居住地校交流の取り組みの自治体との両方の要素が抽出されたため、「表3」と「表4」の両方に記載した。

表2(続く)「副次的な学籍」を置く取り組みの都道府県・政令指定都市の概要一覧

連番	調査番号	都道府県 政令指定都市 教育委員会名	「副次的な学籍」を置く取り組み				特記事項	
			名称	開始 年度	確認資料(普及啓発リーフレット、手引き、計画書等) ホームページ で公開されて いる場合に○	確認資料の名称		発行年
1	3	岩手県	交流籍	2010	○	交流及び共同学習ガイドブック	2013	①:岩手県では、岩手県立総合教育センターが、交流籍に関する「交流及び共同学習ガイドブック」(岩手県立総合教育センター、2013)を作成している。また、そのガイドブックは同センターのホームページに公開されている。 ②:同センターのホームページには、交流籍に関する研究として「共に学び、共に育つ教育」の推進に関する研究:「交流籍」を活用した交流及び共同学習の取組の検証を通して」(岩手県立総合教育センター、2014)が公開されている。
2	11	埼玉県	支援籍	2004	○	一人一人が輝く支援籍学習	2010	埼玉県教育委員会のホームページには、「支援籍」に関する保護者向け支援籍リーフレット(埼玉県教育委員会、2010)、支援籍学習実践事例集(埼玉県教育委員会、2011)、支援籍学習実施要領(埼玉県教育委員会、2013)ほか、多数の情報が公開されている。
3	13	東京都	副籍	2007	○	副籍ガイドブック	2014	東京都教育委員会のホームページには、「副籍ガイドブック」(東京都教育委員会、2014)のほか、副籍に関するリーフレットや副籍の導入経過のわかる資料など、多数の情報が公開されている。
4	20	長野県	副学籍 ※特記事項 要参照	2005	○	合理的配慮実践事例集	2017	①:長野県では、県教育委員会の独自の仕組みはなく、県下の市町村独自で「副次的な学籍」を導入している。この取り組みは、長野県教育委員会(2017)の「合理的配慮実践事例集」(p.107-128)の中に、「副学籍」として紹介されている。この「副学籍」は、2005年に駒ヶ根市が導入したことに始まる。「第2次長野県特別支援教育推進計画」(p.41)によれば、現在(2017年)、長野県下の77市町村のうち33市町村が導入していることが明記されている。 ②:長野県教育委員会(2018)は、「第2次長野県特別支援教育推進計画」(p.24)のなかで、「副次的な学籍(副学籍)」について「既の実施している市町村の取組を全県へ発信すること、また(副学籍の)「課題に対する支援策の検討」を進めることを明記している。
5	21	岐阜県	交流籍	2013	○	居住地校交流	2017	①:岐阜県では、「居住地校交流」リーフレットの中で、「交流籍」について説明している(岐阜県教育委員会、2017)。 ②:リーフレット等の例としては、「交流籍を活かした居住地校交流」について、「みんな、同じ地域の仲間だよ!居住地校交流でつながる輪【実践編】」(岐阜県教育委員会、2016)や、リーフレット「居住地校交流」(岐阜県教育委員会、2017)他多数がホームページ上に公開されている。
6	42	長崎県	支援籍	2016	※特記事項 要参照	支援籍ガイドブック	未確認	①:長崎県では、「長崎県特別支援教育推進基本計画第3次実施計画(2016年度~2018年度)」の中で、「特別支援学校支援籍モデル事業の実施」、「支援籍ガイドブックの作成」が進められた(長崎県教育委員会、2018)。今回の調査では、「支援籍ガイドブック」をホームページ上に確認できなかった。 ②:長崎県教育委員会(2018)の「長崎県特別支援教育推進基本計画第4次実施計画(2019年度~2021年度)」(p.9)には、2016年度から3年間「特別支援学校支援籍モデル事業」で「支援籍」の研究を進めてきたことが明記されている。また、2019年度以降は、新たに「特別支援学校支援籍推進事業(仮称)の実施」、「推進地域を拡充し県内各市町で実施」、「支援籍ガイドブックの活用の推進」を計画していることが明記されている。

特別支援学校在籍児童生徒の「副次的な学籍」の現状と課題

表2（続き）「副次的な学籍」を置く取り組みの都道府県・政令指定都市の概要一覧

連番	調査番号	都道府県 政令指定都市 教育委員会名	「副次的な学籍」を置く取り組み				特記事項	
			名称	開始 年度	確認資料（普及啓発リーフレット、手引き、計画書等） ホームページ で公開されて いる場合に○	確認資料の名称		発行年
7	53	横浜市	副学籍	2005	○	副学籍による交流教育実施の手引き	2007	横浜市教育委員会が作成した「副学籍による交流教育実施の手引き」（横浜市教育委員会、2007）には、2005年度から「副学籍モデル校事業」を開始し、2008年度から全校展開になったことが明記されている。
8	57	浜松市	交流籍	2011	○	第3次浜松市障がい者計画	2018	①：浜松市教育委員会「教育委員会会議資料（2011年2月22日）」（浜松市教育委員会、2011）の「「交流籍による交流及び共同学習」の実施について」によれば、2011年4月から「交流籍」を実施することが報告されている。 ②：浜松市（2018）の「第3次浜松市障がい者計画（2018年度～2023年度）」（p.53）には、「交流籍」を置き「交流及び共同学習」を行うことが明記されている。
9	65	福岡市	ふくせき 制度	2011	○	認め合い支え合い学び合う子どもたち（ふくせき制度リーフレット）	2012	①：福岡市では、福岡市教育センターのホームページに「教職員向け」（福岡市教育委員会、2012a）及び「保護者・地域向け」（福岡市教育委員会、2012b）の2種類の「ふくせき制度リーフレット」を公開している。また、2011年度には、「ふくせき制度」の開始に合わせて「ふくせき制度ガイドブック」を作成している。このガイドブックについて、今回の調査では、ホームページ上で確認できなかった。 ②：福岡市教育センターのホームページには、ふくせき制度に関する研究として「PDCAに基づく居住地校交流の推進に関する研究」（秋吉・岡部、2016）が公開されている。

表3 「副次的な学籍」の設置を研究又は検討中の都道府県・政令指定都市の概要一覧

連番	調査番号	都道府県 政令指定都市 教育委員会名	特記事項
1	10	群馬県	①：群馬県教育委員会（2018）の「第2期群馬県特別支援教育推進計画（2018年度～2022年度）」（p.23）には、居住地校交流の充実のため「障害のある子どもと障害のない子どもが共に地域の中で育ち、互いの理解を深め合いながら、より自然な形で交流及び共同学習を行うことができるようにするために、副次的な学籍について引き続き研究」することが明記されている。 ②：群馬県教育委員会（2013）の「ともに学び、ともに育つ：交流及び共同学習の推進（2013年3月）」によると、居住地校交流は特別支援学校と関係機関（相手校、市町村教育委員会）で調整して行う仕組みとして紹介されている。
2	22	静岡県	①：静岡県教育委員会（2016）の「静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について（2016年度から10年を見据え）」（p.26, p29）には、「交流及び共同学習の推進」のための「副次的な学籍」を視野に入れた検討を行うことが明記されている。 ②：静岡県教育委員会（2017）の「静岡県の特別支援教育：2017（平成29年度）」には、「交流籍」の導入に向けたモデルの取り組みをしていることが明記されている。
3	25	滋賀県	滋賀県教育委員会（2016）の「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン：実施プラン（2016年度～2025年度）」（p.38）には、「小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度の導入に向けた研究の推進」として、「2016年度（モデル事業の研究・検討と実施）」から「2018年度（制度導入準備・検討）」までの3年間で、年次計画の中に設定されている。
4	28	兵庫県	兵庫県教育委員会（2014）の「兵庫県特別支援教育第二次推進計画（2014年度～2018年度）」（p.16）には、「特別支援学校在籍の児童生徒が居住地の小・中学校在籍の児童生徒との直接的、間接的な交流及び共同学習等を行う、副次的な学籍の導入について調査研究を行う」と明記されている。
5	39	高知県	高知県教育委員会（2016）の「県立特別支援学校再編振興計画【第二次】（2016年度～2020年度）」（p.9）には、「病弱特別支援学校再編振興の実施計画」の取り組みの一つとして、「特別支援学校の児童生徒が小中学校等にも籍を置き、小中学校等で授業を受けることを可能にする副籍制度を導入し、児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習に積極的に取り組み、児童生徒の社会性を育成するとともに共生社会の実現を推進」と明記されている。
6	41	佐賀県	佐賀県教育委員会（2017）の「佐賀県特別支援教育第三次推進プラン（改訂版）（2015年度～2018年度）」（p.12）には、「特別支援学校在籍する児童生徒が居住する地域の小・中学校等において実施する居住地校交流の円滑な実施のため（略）リーフレットを作成するなどして理解啓発を図る」こと、そして「副次的な学籍」の制度の導入について「特別支援学校及び市町村教育委員会等の意見や他県の動向等も参考にしながら、必要に応じて検討していく」と明記されている。
7	45	宮崎県	宮崎県教育委員会（2018）の「みやざき特別支援教育推進プラン（改定版）（2018年度～2022年度）」（p.55）には、「特別支援学校在籍する児童生徒が地域とつながりがもてるよう、居住地域にある小・中学校に交流籍を置く取組についての研究を推進」と明記されている。
8	52	川崎市	川崎市教育委員会（2015）の「第2期川崎市特別支援教育推進計画（2015年度から概ね10年間）」（p.16）には、特別支援学校のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、「特別支援学校在籍児童生徒の居住地交流を促進するため、特別支援学校在籍児童生徒に対して、居住地の小・中学校に交流籍（副次的学籍）の設置」を検討することが明記されている。

特別支援学校在籍児童生徒の「副次的な学籍」の現状と課題

表4 「副次的な学籍」を置かない居住地校交流の取り組みの都道府県・政令指定都市の概要一覧

連番	調査番号	都道府県 政令指定都市 教育委員会名	「副次的な学籍」を置かない居住地校交流の取り組み				特記事項
			都道府県・政令指定都市教育委員会 が実施手続きに関 わる仕組みがある 場合に○	確認資料（普及啓発リーフレット、手引き、計画書等）			
				ホームペー ジで公開されて いる場合に○	確認資料の名称	発行年	
1	2	青森県	○	○	交流および共同学習（居住地校交流） の手引き	2017	青森県は、2016年に「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業」を文部科学省から受託した。その受託事業で取り組んだ事例をもとに、「交流および共同学習（居住地校交流）の手引き」（青森県教育委員会、2017）が作成されている。
2	31	鳥取県	○	○	平成30年度鳥取県の特別支援教育	2018	①：鳥取県教育委員会（2018a）の「鳥取県の特別支援教育（2018年度）」（p.14）の中で、「交流及び共同学習の手続き」が明記されている。 ②：鳥取県のホームページには、「児童生徒等の交流及び共同学習実施について」（鳥取県教育委員会、2018b）と題した手順書や申請の様式が公開されている。
3	39	高知県	○	○	居住地校交流	2015	①：高知県教育委員会（2015）の「居住地校交流」（リーフレット）には、県教育委員会事務局を通して、居住地校交流の手続きを行うことが明記されている。 ②：高知県では、県教育委員会事務局が年度ごとに「特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践充実事業実施要項」を作成したり、また、居住地校交流の実践ガイドを作成したりして、居住地校交流に取り組んでいる（高知県教育委員会、2018）。
4	40	福岡県	○	○	居住地校交流実施の手引【改訂版】	2016	①：福岡県教育委員会（2017）の「福岡県特別支援教育推進プラン（2017年度～2021年度）」（p.9）には、特別支援学校について「特に、障がいのある児童生徒が地域において自立し社会参加するために、居住地にある小・中学校における交流及び共同学習を推進」と明記されている。 ②：福岡県教育委員会は、2015年4月に「居住地校交流の手引」（福岡県教育委員会、2016）を作成し、居住地校交流を実施している。手引きは、2016年3月に改訂された。

表5（続く）「副次的な学籍」に類似する取り組みの都道府県・政令指定都市の概要一覧

連番	調査番号	都道府県 政令指定都市 教育委員会名	「副次的な学籍」に類似する取り組み				特記事項	
			名称	開始年度	確認資料（普及啓発リーフレット、手引き、計画書等）			
					ホームペー ジで公開されて いる場合 に○	確認資料の名称		発行年
1	4	宮城県	居住地校学習	2004	○	宮城県特別支援教育将来構想	2015	①：宮城県教育委員会（2015）の「宮城県特別支援教育将来構想（2015年度～2024年度）」（p.10）には、2004年度から「共に学ぶ教育」を進めるため、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行う「居住地校学習」を進めてきたことが明記されている。 ②：宮城県教育委員会（2015）「宮城県特別支援教育将来構想（2015年度～2024年度）」（p.29）には、2004年度から2013年度までの「居住地校学習」の実績が掲載されている。

表5（続き）「副次的な学籍」に類似する取り組みの都道府県・政令指定都市の概要一覧

連番	調査番号	都道府県 政令指定都市 教育委員会名	「副次的な学籍」に類似する取り組み				特記事項	
			名称	開始年度	確認資料（普及啓発リーフレット、手引き、計画書等）			
					ホームページで公開されている場合に○	確認資料の名称		発行年
2	29	奈良県	副学籍	2015	○	中学校特別支援学級在籍児童生徒の高等学校における副学籍設置要領	2016	①：奈良県教育委員会（2016a）の「奈良県教育振興大綱（2016年度～2019年度）」（p.42）には、「高等学校における高等養護学校の分教室設置」に向けた取り組みとして「高等学校との交流及び共同学習を計画的・組織的に推進」と明記されている。 ②：奈良県では、「中学校特別支援学級在籍児童生徒の高等学校における副学籍設置要領」（奈良県教育委員会、2016b）を策定している。それは、県内の中学校特別支援学級から県立特別支援学校高等部に進学する生徒を対象に、その生徒が県立高等学校に「副学籍」を置く仕組みとなっている。副学籍の目的は、「中学校で取り組んだ部活動」を、高等学校の部活動に所属することで、継続を可能にすることとなっている。
3	48	札幌市	地域学習	2004	○	地域学習	2012	①：札幌市教育委員会（2003）の「札幌市特別支援教育基本計画（2003）」（p.14, p.23-24）には、地域学習の詳細（地域学習校の位置づけ、地域学習活動のイメージなど）が示されている。 ②：札幌市教育委員会（2012）の「地域学習」（リーフレット）によると、「地域学習」とは「地域に暮らす特別支援学校等で学んでいるお子さんの、居住する地域での学習を支援する取組」であること、そして「保護者の方の同意のもと、地域の小・中学校を「地域学習校」として指定し、お子さんの地域での学びを支援」するものであることが明記されている。

V 考察

1. 「副次的な学籍」に関する文献について

「副次的な学籍」については、「特殊教育から特別支援教育」への転換期の研究や「インクルーシブ教育」の研究において、共生社会の形成に向けた「交流及び共同学習」の推進のための象徴的な取り組みとして、多く引用されている。そのなかでも、東京都の「副籍」、埼玉県「支援籍」、横浜市の「副学籍」は、学術論文で引用されたり、特別支援教育に関係する研究発表（報告）の場で引用（使用）されたりするケースが多く見られる。このことは、抽出した文献に資料（大会報告、シンポジウム報告）が、多く抽出されたことによる。

また、「副次的な学籍」に関連する用語について、2004年から2007年にかけて「副籍」と「支援籍」が多くの文献に引用されていることは、埼玉県の「支援籍」制度の開始が2004年度から、そして東京都の「副籍」制度の開始が2007年度から開始されたことへの関心の高さが推測される。この「副籍」と「支援籍」は、2009年から2012年にかけても、多くの文献で引用されている。これらのことから、東京都や埼玉県の取り組みは、「副次的な学籍」制度を説明する際の代表（先進）事例になっていることが考えられる。

なお、今回の文献調査では、「副次的な学籍」を主題とする研究が、CiNiiから抽出されなかった。これに関して、本研究では、前述のとおり予備調査を実施している。予備調査では、一般の検索サイト（Google）を使用して文献を抽出した。また、そこで抽出した文献の中には、「副次的な学籍」を主題とする文献が、数件（学術論文を含む）含まれていた。今回は、時間的な制約から、CiNiiのみでの文献収集となったが、事前調査で抽出された文献と、今回のCiNiiから抽出した文献には、抽出した内容に明らかな差異がある。したがって、この差異については、本研究の文献調査の検索方法（キーワードの設定）への課題を示唆するものと考えられる。また、現段階で、日本国内の「副次的

な学籍」の学術的な研究が、未確立であることを示唆していると考えられる。

2. 「副次的な学籍」に関する全国の取り組みについて

(1) 「副次的な学籍」を置く取り組みの自治体について

自治体で「副次的な学籍」として使う名称の内訳は、「交流籍」3件（岩手県、岐阜県、浜松市）、「支援籍」2件（埼玉県、長崎県）、「副学籍」2件（長野県、横浜市）、「副籍」1件（東京都）、「ふくせき制度」1件（福岡市）である。名称は、自治体間でそれぞれ違うものであるが、「交流及び共同学習」の推進を目的とするものである。このことは、自治体が作成するパンフレットやリーフレット、また、自治体が独自に作成した手引きから確認することができる。しかし、それらの制度の目的や内容は公開しているが、制度を開始してからの実績（実施校数、利用者数、利用率など）をホームページ上に公開している自治体はごく少数である。また、公開されていても、過去の実績である場合が多く、最新の情報をホームページ上で入手することは、困難な状況である。

次に、「副次的な学籍」の制度が対象とする児童生徒については、特別支援学校の小学部及び中学部の在籍児童生徒を対象とするものが確認された。そして、主に自治体（都道府県・政令指定都市教育委員会）が、「副次的な学籍」の導入を進める事例が多いなかで、長野県の「副学籍」について、県教育委員会は手続き上の関与をしていないが、県下の市町村教育委員会が実施主体となって「副次的な学籍」を実施する取り組みが確認された。国立特別支援教育総合研究所（2018）の調査では、「副次的な学籍」を導入している都道府県市区町村教育委員会が19団体あると報告していることから、今後は調査範囲を、都道府県・政令指定都市教育委員会から市区町村教育委員会にまで広げることによって、より国内の現状が明らかになると考える。

(2) 「副次的な学籍」の設置を研究又は検討中の自治体について

抽出した8団体は、自治体それぞれの特別支援教育に関わる構想（在り方）や推進計画（プラン）の中で、「副次的な学籍」の設置を研究又は検討中であることを明記している。その中で使われている「副次的な学籍」の名称の内訳は、「副次的な学籍」2件（滋賀県、兵庫県）、「副次的な籍」2件（群馬県、佐賀県）、「交流籍」3件（静岡県、宮崎県、川崎市）、「副籍制度」1件（高知県）であった。また、自治体によっては、既に「副次的な学籍」の設置を前提とする内容が推進計画に記された自治体（高知県）もみられた。さらには、年度ごとに作成する、自治体の特別支援教育の現況をまとめた冊子に、「副次的な学籍」の導入に向けたモデル的取り組みを実施していることを明記する自治体（静岡県）も見られた。これらのことから、自治体が策定する構想や推進計画は、「副次的な学籍」に対する自治体の姿勢を読み取る一つの指標になると考える。

(3) 「副次的な学籍」を置かない居住地校交流の取り組みの自治体について

抽出した4団体（青森県、鳥取県、高知県、福岡県）からは、自治体が居住地校交流についての「手引き」や「普及啓発パンフレット（リーフレット）」を作成し、ホームページ上で公開するとともに、実施手続きの中で自治体が関与する仕組みが確認されている。実際、居住地校交流の実施には、特別支援学校と居住地校の小学校（又は中学校）との間（学校間）で事務手続きが進められる。その中で、実施校から自治体へ居住地校交流の開始や終了に関する報告書を提出させることは、実施校の負担につながる面もあるが、活動実績を自治体が把握することにつながると考える。

(4) 「副次的な学籍」に類似する取り組みの自治体について

宮城県の居住地校学習は、他府県の居住地校交流と同様に「交流及び共同学習」の流れを汲む取り組みである。また、「宮城県特別支援教育将来構想」（宮城県教育委員会，2015）には、これまでの実績（2004年度から2013年度まで）を公開するとともに、居住地校学習の充実を掲げている。次に、札幌市の地域学習は、札幌市が特別支援学校に通う児童生徒の保護者の方からの希望を受け、

居住地域の小中学校を地域学習校として指定する仕組みとなっている。この指定制度は、他の自治体の「副次的な学籍」の仕組みにはない考え方である。

なお、特別支援学校の小学部及び中学部の生徒を対象とした「副次的な学籍」制度が大半を占める中で、奈良県の「副学籍」については、中学校の特別支援学級から特別支援学校の高等部へ進学する生徒を対象にしており、今回の調査で確認できた中では、全国でも唯一の取り組みである。

(5) その他の取り組みの自治体について

抽出した44団体（紙面の都合上、抽出結果の掲載をしていない団体）は、次の三つのケースに分類される。

一つ目は、自治体が居住地校交流の普及啓発パンフレットや手引きを作成してホームページ上で公開するケースである。この場合、居住地校交流の手続きは、特別支援学校と居住地校の小中学校又は中学校の間で進められていると考えられる。なお、今回の調査では、ホームページ上に公開されている普及啓発パンフレット等を確認しても、居住地校交流の手続きに自治体が関与するのか不明確であるものは、すべて「その他の取り組み」に分類されている。このため、今後、厳密に各自治体の取り組み内容が調査されれば、「その他の取り組み」に分類されている自治体が、「副次的な学籍」を置かない居住地校交流の取り組み」に変わる可能性がある。

二つ目は、自治体のホームページ上には「交流及び共同学習」や居住地校交流に関する普及啓発資料が見当たらないが、自治体の教育振興基本計画や特別支援教育推進計画あるいは障害者基本計画などに「交流及び共同学習の推進」が掲げられているケースである。ただし、この場合の「交流及び共同学習の推進」については、特別支援学校の児童生徒とその居住地校の児童生徒だけでなく、特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒との（同じ学校内での）「交流及び共同学習の推進」の意味も含まれる場合があり、自治体によって「交流及び共同学習」の意味する範囲に違いが認められる。

三つ目は、上記の一つ目と二つ目のケースに該当せず、自治体のホームページ上からは、「副次的な学籍」や「交流及び共同学習」の取り組みに関する情報が得られないケースである。このことは、一つ目のケースと同様に、今後、厳密に各自治体の取り組み内容が調査され、内容が明らかになれば、「その他の取り組み」の分類から他の分類に変わる可能性がある。

3. 総合考察

今回の調査について、先行研究で得た知見と比較すると、次の成果が挙げられる。まず、柳本（2015）の「副次的な学籍」を実施する都道府県が5か所の状況から、本研究では7か所（岩手県、埼玉県、東京都、長野県、岐阜県、長崎県、「副次的な学籍」に類似する取り組みの奈良県を含む）の都道府県に増えたことを確認したことである。そして、「副次的な学籍」の実施が、開始間近である自治体（静岡県）を確認したこと、また、「副次的な学籍」に類似する取り組みを2カ所（宮城県、札幌市）確認したことにより、柳本（2015）の研究以降も「副次的な学籍」の取り組みが、国内で進められてきたことが改めて確認された。さらには、本研究で「副次的な学籍」の設置を研究又は検討中の自治体が、全国に点在することが確認されたことは、「副次的な学籍」が「交流及び共同学習」を推進する仕組みとして、現在も注目されていることを表していると考えられる。

しかし、「副次的な学籍」の制度（仕組み）を開始しても、居住地校交流の研究で田村（1997）や古屋・重森（2004）が以前から指摘してきた課題（現場の教員の人員配置や児童生徒の家庭の状況（保護者の付き添い）が左右する現状など）が解決されなければ、その仕組みは生かされないばかりか、自治体への実施報告の提出などで、より現場の教員への負担が増すことになると思う。さらには、「副次的な学籍」を実施できる児童生徒と、家庭の状況で「副次的な学籍」が実施できない児

童生徒との間に、不公平感を生じさせることも考えられる。

このため、今後、自治体が「副次的な学籍」をより推進（導入）していくには、制度を整えることと並行して、現場の教員の事務手続きをサポートする仕組み（例えば「副次的な学籍」をコーディネートする人材の養成や、コーディネーター配置などの仕組み）や、保護者の付き添いがなくても実施できる仕組み（例えば「副次的な学籍」のボランティアの養成や専門の支援員を配置するなどの仕組み）も整えていくことが求められていると考える。

VI 結論

1. 副次的な学籍の課題

「副次的な学籍」に関して、現在、全国的に実施されている制度は、その名称や対象とする児童生徒に若干の違いは見られるが、「交流及び共同学習」をより推進する手段として継続している。

しかし、その利用者数をはじめ、対象となる児童生徒全体に占める利用者の割合など、その実績が公開されていない自治体が多くみられる。このため、「副次的な学籍」を導入した効果を、客観的に評価することが難しい状況である。また、このような状況は、自治体が「副次的な学籍」の導入を検討する際の不安要素となり、「副次的な学籍」の普及を抑制する一因につながると考える。

したがって、今後は、「副次的な学籍」の活動評価の基礎となる年間利用実績や一人当たりの利用回数、さらには年度別の推移などの実績値の積み上げや、全国の活動事例に関するデータを集約する仕組みを作ることが重要である。そして、その情報を共有・活用し、「副次的な学籍」の取り組みをより発展させていくための全国的な規模での組織体（例：「副次的な学籍」を実施する自治体の協議会）の創設が望まれる。

2. 研究のまとめ

本研究は、「副次的な学籍」に関する国内の現状を探るため、俯瞰的に調査してきた。しかし、「副次的な学籍」の実態を調査するまでには至っていない。よって今後は、自治体への聞き取りやアンケート調査などにより、「副次的な学籍」の実態を検証していくことが望まれる。

また、本研究は、主に自治体が開設するホームページ（インターネット）から得られる情報をもとに、全国の「副次的な学籍」の現状を明らかにしてきた。今回の調査で使用した自治体のホームページは、日々更新され、自治体独自の様々な工夫が施されている。しかし、その情報へのアクセスのしやすさという点から自治体のホームページを比較すると、情報の提示の仕方（見せ方）に大きな差が見られる。これは、自治体のその情報に対する、重要度（姿勢）を表したものと考えられる。

そのため、閲覧者が求めている情報によっては、ホームページ内で堂々巡りになったり、迷路のように入り組んだサイト内を移動することになったりして、情報を得るまでに相当の時間を有する場合がある。このため、本研究の「副次的な学籍」を調査する過程では、ホームページ閲覧時の見落としがある可能性を否定できない。したがって、インターネットを使用した情報の収集方法については、今後も検討を要する課題である。

筆者は、障害のある子供たちが、居住する地域から離れて特別支援学校に在籍する際に、居住する地域で孤立してしまうことを避けなければならないと考えている。このため、「副次的な学籍」のように、特別支援学校に在籍する全ての子供たちが、居住する地域の学校にも学籍を有し、地域の子供の一人として、様々な学校行事や、地域の子ども会の行事などに参加し、地域の学校に通う子供たちと分け隔てなく、ともに学びあう姿が共生社会を形成していく姿と考える。今後、本研究の成果が、特別支援学校に在籍する子供たちの居住地の生活で、より豊かな人間関係を育む一助とな

ることに期待したい。

引用文献

- 秋吉雄介・岡部敦（2016）PDCAサイクルに基づく居住地校交流の推進に関する研究：ふくせき制度ガイドブックの交流過程の分析・付加修正を通して。福岡市教育センター，アップロード日不明，<http://www.fuku-c.ed.jp/center/report/tyousa/h28/tokubetsusien-chouken.pdf>（2018年12月15日閲覧）
- 青森県教育委員会（2017）交流及び共同学習（居住地校交流）の手引き：障害のある子供が地域で共に学び育つために。青森県，アップロード日不明，<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/egakyo/files/kouryuutebiki.pdf>（2018年11月7日閲覧）
- 福岡県教育委員会（2016）居住地校交流の手引き【改訂版】：共に学び 互いを認め合える社会を目指して。福岡県，アップロード日不明，http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/205636_51729785_misc.pdf（2018年12月16日閲覧）
- 福岡県教育委員会（2017）福岡県特別支援教育推進プラン：一人一人が輝く共生社会の実現を目指して。福岡県，2017年4月21日，http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/272471_52705887_misc.pdf（2018年12月16日閲覧）
- 福岡市教育委員会（2012a）ふくせき制度にもとづく交流及び共同学習：認め合い支え合い学び合う姿を求めて。福岡市教育センター，アップロード日不明，<http://www.fuku-c.ed.jp/schoolhp/hattatuc/5download/h24hukuseki.pdf>（2018年12月15日閲覧）
- 福岡市教育委員会（2012b）認め合い支え合い学び合う子どもたち：みんながやさしいみんなにやさしいまちづくりふくせき制度に基づく交流及び共同学習。福岡市教育センター，アップロード日不明，<http://www.fuku-c.ed.jp/schoolhp/hattatuc/5download/h24hukusekihogoshatiiki.pdf>（2018年12月15日閲覧）
- 古屋義博・重森千秋（2004）山梨県における居住地校交流に関する調査報告。山梨大学教育人間科学部紀要，6（2），252-259.
- 岐阜県教育委員会（2016）みんな、同じ地域の仲間だよ！居住地校交流でつながる輪。岐阜県，アップロード日不明，https://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/kennai-gakko/tokubetsu-shien/17783/index_9599.data/jissennhenn2703kyojuuuchikoukouryuu.pdf（2018年12月9日閲覧）
- 岐阜県教育委員会（2017）居住地校交流。岐阜県，アップロード日不明，<https://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/kennai-gakko/tokubetsu-shien/17783/index2.data/kyojuujissen.pdf>（2018年12月9日閲覧）
- 群馬県教育委員会（2013）ともに学び、ともに育つ：交流及び共同学習の推進。群馬県教育委員会各課発行・提供資料，アップロード日不明，http://www.nc.gunma-boe.gsn.ed.jp/index.php?page_id=21（2018年12月2日閲覧）
- 群馬県教育委員会（2018）第2期群馬県特別支援教育推進計画。群馬県，アップロード日不明，<http://www.pref.gunma.jp/contents/100053305.pdf>（2018年12月2日閲覧）
- 浜松市（2018）第3次浜松市障がい者計画。浜松市，アップロード日不明，<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/pabukome/h30-35keikaku/pabukomekikka/documents/keikaku.pdf>（2018年12月9日閲覧）
- 浜松市教育委員会（2011）平成23年2月浜松市教育委員会会議録：平成23年2月22日教育委員会会議資料。浜松市，アップロード日不明，<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gyousei/conference/record/documents/20110222kaigishiryuu.pdf>（2018年12月9日閲覧）
- 濱崎麻弥・滝川国芳・谷口明子（2014）通常の学級に在籍する病気のある児童生徒への教育支援：「副次的な学籍」の活用に焦点をあてて。日本育療学会第18回学術集会（2014上越大会）抄録集，

36.

- 兵庫県教育委員会（2014）兵庫県特別支援教育第二次推進計画．兵庫県立教育研修所，アップロード日不明，<http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/keikaku%20tuuchi/suishinkeikaku/2jikeikaku2.pdf>（2018年12月12日閲覧）
- 稲川英嗣・伊東甲之介（2017）院内学級の学籍問題．鎌倉女子大学紀要，24，99-108.
- 岩手県立総合教育センター（2013）交流及び共同学習ガイドブック．岩手県立総合教育センター，アップロード日不明，http://www1.iwate-ed.jp/tantou/tokusi/h25_kouryuuseki/h25_kouryuuseki_guide.pdf（2018年11月7日閲覧）
- 岩手県立総合教育センター（2014）「共に学び，共に育つ教育」の推進に関する研究：「交流籍」を活用した交流及び共同学習の取組の検証を通して．岩手県立総合教育センター，アップロード日不明，http://www1.iwate-ed.jp/tantou/tokusi/h25_kouryuuseki/h25_kouryuuseki.pdf（2018年11月7日閲覧）
- 川崎市教育委員会（2015）第2期川崎市特別支援教育推進計画．川崎市，アップロード日不明，<http://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000094/94326/2kisuisinkeikaku1.pdf>（2018年12月5日閲覧）
- 国立特別支援教育総合研究所（2018）交流及び共同学習の推進に関する研究：研究成果報告書（平成28～29年度）．国立特別支援教育総合研究所，2018年3月，<http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/7412/20180628-115348.pdf>（2018年8月21日閲覧）
- 高知県教育委員会（2015）居住地校交流．高知県，2015年1月19日，http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311001/files/2015011900056/file_20151191104054_1.pdf（2018年12月16日閲覧）
- 高知県教育委員会（2016）高知県立特別支援学校再編振興計画【第二次】．高知県，2016年6月2日，<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311001/files/2016060200197/saihenshinkoukeikaku.zip>（2018年12月16日閲覧）
- 高知県教育委員会（2018）平成30年度特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践充実事業について．高知県，2018年4月11日，<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311001/2018041000253.html>（2018年12月16日閲覧）
- 國本真吾・澤田淳太郎（2003）山陰地方における「特別支援教育」施策の展開：「特別支援教育への転換」に対する市町村の意識．鳥取短期大学研究紀要，48，27-38.
- 宮城県教育委員会（2015）宮城県特別支援教育将来構想．宮城県，アップロード日不明，https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/life/318125_403535_misc.pdf（2018年11月7日閲覧）
- 宮崎県教育委員会（2018）みやざき特別支援教育推進プラン（改定版）：共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進．宮崎県，アップロード日不明，<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shogaifukushi/kenko/shogaisha/documents/000220771.pdf>（2018年12月16日閲覧）
- 文部科学省（2007）特別支援教育の推進について（通知）．文部科学省，2007年4月1日，http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm（2018年9月12日閲覧）
- 文部科学省（2009）都道府県教育委員会・政令指定都市教育委員会．文部科学省，アップロード日不明，http://www.mext.go.jp/b_menu/link/kyoiku.htm（2018年10月1日閲覧）
- 文部科学省（2010）中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理．文部科学省，2011年1月，http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1300893.htm（2018年9月12日閲覧）
- 文部科学省（2012）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）．文部科学省，2012年7月，http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm（2018年9月12日閲覧）

- 文部科学省（2018）学校における交流及び共同学習の推進について：「心のバリアフリー」の実現に向けて．文部科学省，2018年2月，http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2018/03/14/1401341_2.pdf（2018年8月22日閲覧）
- 長野県教育委員会（2017）合理的配慮実践事例集．長野県，アップロード日不明，<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/tokubetsushien/gouritekihairyu.html>（2018年12月8日閲覧）
- 長野県教育委員会（2018）第2次長野県特別支援教育推進計画．長野県，アップロード日不明，<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/tokubetsushien/tokubetsushien/suishin2.html>（2018年12月8日閲覧）
- 長崎県教育委員会（2018）長崎県特別支援教育推進基本計画第4次実施計画．長崎県，2018年11月15日，<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/11/1542258337.pdf>（2018年12月16日閲覧）
- 内閣府（2004）障害者基本法の改正について（平成16年6月）．内閣府，2004年6月，<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei.html>（2018年9月12日閲覧）
- 奈良県教育委員会（2016a）奈良県教育振興大綱の策定について．奈良県，アップロード日不明，<http://www.pref.nara.jp/43421.htm>（2018年12月12日閲覧）
- 奈良県教育委員会（2016b）第18回定例教育委員会会議：中学校特別支援学級在籍児童生徒の高等学校における副学籍設置要領について．奈良県，アップロード日不明，<http://www.pref.nara.jp/39513.htm>（2018年12月12日閲覧）
- 沖清豪（2004）2003年の教育改革案・調査報告等．教育学研究，71(1)，104-115.
- 佐賀県教育委員会（2017）佐賀県特別支援教育第三次推進プラン：改訂版．佐賀県，アップロード日不明，http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00354024/3_54024_41086_up_47n73q8x.pdf（2018年12月16日閲覧）
- 埼玉県教育委員会（2010）一人一人が輝く支援籍学習：子どもたちの限りない成長を願って．埼玉県，アップロード日不明，<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/tokukyouseidotorikumi/documents/393958.pdf>（2018年12月2日閲覧）
- 埼玉県教育委員会（2011）支援籍学習実践事例集．埼玉県，アップロード日不明，<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/documents/462380.pdf>（2018年12月2日閲覧）
- 埼玉県教育委員会（2013）支援籍学習実施要領．埼玉県，アップロード日不明，<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/tokukyouseidotorikumi/documents/593567.pdf>（2018年12月2日閲覧）
- 札幌市教育委員会（2003）札幌市特別支援教育基本計画：障害のある子ども一人ひとりの生きる力の育成をめざして．札幌市，アップロード日不明，<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/suisin/documents/keikaku.pdf>（2018年10月15日閲覧）
- 札幌市教育委員会（2012）地域学習リーフレット．札幌市，アップロード日不明，http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/suisin/jigyo_chiiki.html（2018年11月8日閲覧）
- 滋賀県教育委員会（2016）滋賀のめざす特別支援教育ビジョン：実施プラン．滋賀県，アップロード日不明，http://www.pref.shiga.lg.jp/edu/content/06_education/tokubetsu_shien/files/plan.pdf（2018年12月11日閲覧）
- 静岡県教育委員会（2016）静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について：「共生・共育」を目指して．静岡県，アップロード日不明，<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-070/documents/arikata.pdf>（2018年12月9日閲覧）
- 静岡県教育委員会（2017）静岡県の特別支援教育：2017（平成29年度）．静岡県，アップロード日不明，<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-070/documents/tokubetsushienkyouiku2017.pdf>（2018年12月9日閲覧）

- 田村真一（1997）居住地校交流における実証的研究．「交流」を考えるネットワーク研究会，アップロード日不明，<http://www002.upp.so-net.ne.jp/kouryu/kenkyuronbu01.pdf>（2018. 11. 14閲覧）
- 田中良三（2005）「特別支援教育」の矛盾と克服．愛知県立大学文学部論集，53，1-20.
- 東京都教育委員会（2014）副籍ガイドブック．東京都教育委員会，アップロード日不明，http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/school/special_needs_school/special_needs_education.html（2018年12月4日閲覧）
- 鳥取県教育委員会（2018a）平成30年度鳥取県の特別支援教育：理解と啓発のために．鳥取県，アップロード日不明，<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/431134/rikaikeihatu30-3.pdf>（2018年12月13日閲覧）
- 鳥取県教育委員会（2018b）児童生徒等の交流及び共同学習実施について．鳥取県，アップロード日不明，<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1133464/tetuduki.pdf>（2018年12月13日閲覧）
- 柳本雄次（2015）通常学校に設置された特別支援学校分校・分教室に関する研究（2）：都道府県の特別支援教育推進計画と先進的な取り組み．常葉大学教育学部紀要，35，247-267.
- 横浜市教育委員会（2007）副学籍による交流教育実施の手引き：共に育ち、共に学ぼうこの横浜で“交流教育”による共生社会の実現をめざして．横浜市，アップロード日不明，<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/shogaijiky/fukugakuseki/pdf/99all.pdf>（2018年12月5日閲覧）
- 庾海媛・椎名健（2003）日本における小学校ホームページの開設数調査と発信内容分類の試み．図書館情報メディア研究，1（1），39-49.
- 全国特別支援学校長会（2017）平成28年度研究集録：平成29年度全国特別支援学校長会調査研究報告書．全国特別支援学校長会，22-24.